

指宿市男女共同参画人材リスト作成要領

1 目的

指宿市の男女共同参画社会づくりの一環として、指宿市の審議会等への多様な人材の登用を推進し、各種講座等の講師選定、その他必要と認められる場合の資料とするため、指宿市男女共同参画人材リストを作成する。

2 登録者の資格要件

市内に在住、勤務、あるいは活動の場を有する20歳以上で、次のいずれかに該当する者

- (1) あらゆる分野の有識者・有資格者
- (2) 社会活動やボランティア活動などに参加し、市政や地域の発展に意欲や関心のある者

3 登録の方法

登録の方法は、次に掲げるものとする。

- (1) リストへの登録は、広い分野からの人材登録を基本とし、自薦又は他薦を問わないものとする。
- (2) 他薦の場合は、被推薦者の同意が得られた者を登録するものとする。
- (3) リストに登録しようとする者は、指宿市男女共同参画人材リスト登録カード（別記様式）を提出するものとする。

4 登録の分野

次のいずれかの分野に関心のある者（資格等は問わないものとする。）

- (1) 男女共同参画・人権
- (2) 子育て・家族
- (3) 医療・保健
- (4) 福祉・介護
- (5) 法律・行政
- (6) 地域活動（まちづくり・国際交流・交通安全）
- (7) 環境
- (8) 文化・芸術
- (9) 教育
- (10) スポーツ
- (11) 農林水産業・商工業・観光
- (12) 報道・情報・通信
- (13) 建築・土木
- (14) 語学
- (15) その他

5 リストの活用

次の各号のいずれかに該当する場合にリストを活用するものとする。

- (1) 市における各種審議会・委員会等の委員を選任するとき。
- (2) 学習会等の講師や助言者を検索するとき。
- (3) 様々な分野において人材情報の提供を求められた場合など男女共同参画社会の形成に寄与すると認められるとき。

6 情報の管理・期間

リストに登録した情報の管理は、次に掲げるところにより適切に行わなければならない。

- (1) リストに登録した個人情報、指宿市個人情報保護条例の規定に基づき管理する。
- (2) 原則、本人から抹消の申出があるまでの期間
- (3) 登録リストの補正は変更が確認された時点で随時行う。

7 不適格者の取扱い

次に各号に該当する者はリストから外すものとする。

- (1) 営利目的で登録しようとする者
- (2) 政治活動・宗教活動を目的に登録しようとする者
- (3) その他、市長がリスト登録者としてふさわしくないと認めた者

附 則

この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。